



消費生活に関する
問合せ・相談は消費
生活センターへ

「自分だけは大丈夫」と 思っていないませんか？

消費者トラブルは
悩まず早めに相談を！

高齢者向け悪質商法・ニセ電話詐欺被害防止共同キャンペーン中

高齢者を狙った、下記のような事例が多くなっていますのでご注意ください。その他気になることがございましたら、お気軽に消費生活センターまでご相談ください。



● 60歳以上に多い消費者トラブル

全国の消費生活センター等には、60歳以上の高齢者から情報通信分野に関連する相談や、定期購入についての相談が多く寄せられています。80歳以上ではこうした相談に加え、リフォーム工事、訪問販売、電話勧誘販売の相談が多くなっています。高齢者の消費者トラブルを防ぐには、周囲の人の見守りが重要です。不審な電話や訪問を受けたときの対応方法や、どこに相談するかなどを周囲の人と話し合っておきましょう。

● 排水管の点検・洗浄の勧誘に注意！

「無料で点検する」という事業者の突然の訪問や、「料金3,000円」など低価格を強調したチラシをきっかけとした排水管や排水ますなどの洗浄サービスに関するトラブルが起きています。安易に応じないようにしましょう。料金の条件や内容は、慎重に確認しましょう。自分でも排水管等の状況を確認したり、十分な説明を求めたりすることが重要です。不要な場合はきっぱり断りましょう。

見守り 新鮮情報

墓じまい 離壇料に関するトラブルに注意

《事例1》自宅から遠く、自分も入るつもりはないので、墓じまいを寺に申し出たところ、300万円ほどの高額な離壇料を要求され困惑している。払えないと言うとローンを組めると言われた。
(当事者：80歳代 女性)

《事例2》跡継ぎがないのでお寺に離壇したいと相談したところ、過去帳に8人の名前が載っているので、700万円かかると言われた。不当に高いと思う。
(当事者：70歳代 女性)

【ひとこと助言】

今あるお墓を片付け、寺など墓地の管理者に返還する墓じまいの際に、高額なお布施（檀家をやめるときに寺へのお礼として慣習的に支払う、いわゆる「離壇料」など）を要求されたという相談が寄せられています。離壇料に明確な基準はなく、金額に納得がいかない場合は、基本的には寺などと話し合うこととなります。墓じまいは勝手にはできず、寺などが発行する「埋葬証明書」などが必要です。家族や親族などを交えるなどして、よく話し合しましょう。

～以上、国民生活センター「見守り新鮮情報」より抜粋～

消費生活に関する相談は

- ◇村消費生活センター（消費生活相談全般）…役場1階西側（収納課奥）
月・水・木・金 午前9時～正午、午後1時～4時 ☎885-7141（直通）
（相談の受付は、午前は11時30分、午後は3時30分まで。また、都合により相談員が不在の場合がありますので、電話でご確認ください）
- ◇消費者ホットライン（全国共通ダイヤル）☎188※3桁で繋がります。
- ◇県警悪質商法110番（訪問販売等の商取引や悪質金融業者に絡む各種相談）
午前8時30分～午後5時15分 ☎029-301-7379

